

売却区分番号	関信局2039-2		
見積価額	¥385,000	公売保証金	¥40,000
財産の表示	1 益子焼 大皿 1点 作家名 高内 秀剛 作品名 飴釉白流皿		
使用状況等	所有者が商品として店舗に陳列していました。		
保管状況等	所有者が保管しています。		
財産の状況	1 サイズ 口径約61センチメートル 高さ約12センチメートル 2 作品の底面に、「高内秀剛」と刻まれています。 3 付属品 共箱 木製台座 4 共箱の蓋の裏側左下に署名（秀）及び落款（高内秀剛）があります。		
特記事項	1 真贋鑑定はしておりません。 精通者から、作家本人による作陶である旨を確認しています。 見積価額は、精通者の意見を参考に決定しています。 2 公売財産の引渡しについて （1）公売財産の引渡しまでは、現物を確認することができません。 （2）関東信越国税局から買受人に対して「売却決定通知書」を交付することによって公売財産の引渡しを行うことになります。 （3）公売財産を保管している者（以下保管者）からの公売財産の引渡しは、保管場所（栃木県芳賀郡益子町）にて現況有姿での引渡しになります。 （4）関東信越国税局では保管者からの引渡し日時の調整及び引渡し時の保管場所での立会いのみを行い、梱包及び運送等の手配は行いませんので、運送業者による梱包及び運送等が必要な場合は、買受人において手配を行ってください。 なお、引渡しに係る費用は全て買受人の負担となります。 （5）保管者が現実の引渡しを拒否しても、関東信越国税局は現実の引渡しを行う義務を負いません。 3 消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、関東信越国税局が適格請求書を交付します。		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る買受申込価額をもって行います。		
留意事項	1 写真は職員によるデジタルカメラでの撮影であるため、実物と色合いが異なる場合があります。 2 掲載している画像は、著作権法に準拠した画素数になっています。 3 サイズ等の計測は職員によるものです。 4 この財産は、「インターネット公売による期間競り売り」の方法により公売します。		

売却区分番号

関信局2039-2



関東信越国税局公売財産



関東信越国税局公売財産

売却区分番号

関信局2039-2



関東信越国税局公売財産



関東信越国税局公売財産

売却区分番号

関信局2039-2



関東信越国税局公売財産



関東信越国税局公売財産

売却区分番号

関信局2039-2



関東信越国税局公売財産